

一時払終身保険

VS

投資信託



相続手続きを考えた場合は
一時払終身保険が圧倒的に有利

シニアが保有している金融商品として多いのが、投資信託と一時払終身保険ではないだろうか。ここでは、主に「相続」という観点から、両者の使い勝手を比較してみる。

現

役世代のライフプランを考えるより、シニア世代のライフプランを考えるほうが難しい。現役世代のライフプランはプロトタイプな考え方で対応できるからだ。結婚して、子どもができる、教育資金の確保が話題になる。その後しばらくすると住宅を購入し、そのころには保険を見直ししようということになる。40歳を過ぎるころから老後のことが気になる。だし、資産運用のことを考えるようになる。多くの人がライフプランで考えるポイントは重複している。

要素を含めたプランニングが必要になるからだ。図表1はそのことを説明したものである。「資産を殖やしたい」（収益性）という考えと、「資産を減らしたくない」（安全性）という考え方は相反するが、私たちはどちらも必要と考える。「資産を自分たちのために使いたい」という考えと、「資産を子・孫に残したい」という考えも同様だ。そして、「税金を減らしたい」「思った人に資産を引き継ぎたい」という考えは、相続というステータジにおいて初めて心に浮かぶことが多い。

資産運用という点では 投信が一時払終身を凌駕

一方、シニア世代のライフプランはオーダーメイドの割合が増える。積み上げてきた資産も異なり、運用に対する知識も異なる。健康上の問題や家族の構成も異なる。だから、シニア世代のライフプランはその人にとってオリジナルな部分が多い。

これらを見ると、すべてのニーズを満たす相続向けの金融商品は存在しないことがわかる。

といってもよいかもしれない。そこで、一時払終身保険と投資信託の商品特性を図表1の属性を使って考えてみたものが図表2である。

相続という点に絞ると、一時払終身保険のほうが、投資信託より優れていると考えられる。一時払終身保険では、死亡保険金に対する相続税の非課税枠を使うことができる。

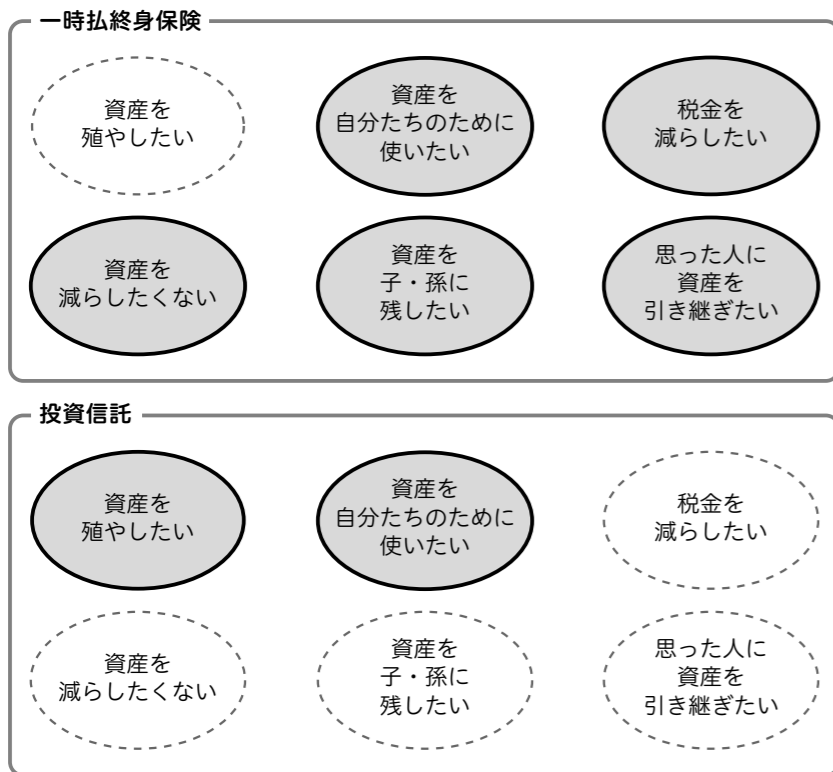
できる。さらに、死亡保険金受取人を指定することにより、信託などの形式を経ることなく、自分の資産を思っている人に直接引き継がせることができる。死亡保険金

受取人の指定は、一定の範囲の親族に限られているが、その変更は、遺言により可能である。つまり、第三者に対しても死亡保険金を通じて資産を引き継ぐことができる。

図表1 シニア世代のライフプランと相続に求められる属性



図表2 一時払終身保険と投資信託の比較



シニア世代の資産運用という点では、投資信託が一時払終身保険を凌駕するであろう。利回りで考えるなら、一時払終身保険の利回りは、外貨建てでも1〜2%程度であるのに対して、投資信託はさらに高い利回りが期待できる。

筆者の私見であるが、投資信託と一時払終身保険を組み合わせた商品があればよいのではないかと考えている。投資信託は有価証券であり、ディスクロージャーがしっかりしている。どの程度のコストが必要と考えられて、